

地域を支えるJA組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内（2次募集）

新型コロナウイルスの影響を克服するため

農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【2次受付期間】：令和2年10月19日(月)～10月30日(金)

【実施期間】：令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

～本補助金は、公募期間が非常に短いため事業の活用をご検討の方におかれましては、速やかに、ご相談いただきますようお願いいたします～

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！

(※：確定申告を行っている農業者が支援機関の伴走支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）

※常時使用する従業員数が20人以下であること

(1) 経営継続に関する取組に要する経費

補助率：3/4 上限：100万円

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進など

補助要件 ※(1)の補助対象経費の1/6以上を充てる必要があります
「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」の経費

(2) 感染拡大防止の取組に要する経費

補助率：定額 上限：50万円

(1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

※「支援機関」の役割、「伴走支援」の内容といった詳細につきましては、経営継続補助金事務局HPの「公募要領」、および「Q&A」等をご覧ください

補助上限

150
万円

(1)と(2)の合計

(1) 経営継続に関する取組に要する経費 (2) 感染拡大防止の取組に要する経費

【補助率 3/4、補助上限額 100万円】 【補助率 定額、補助上限額 50万円】

補助対象経費
(万円)

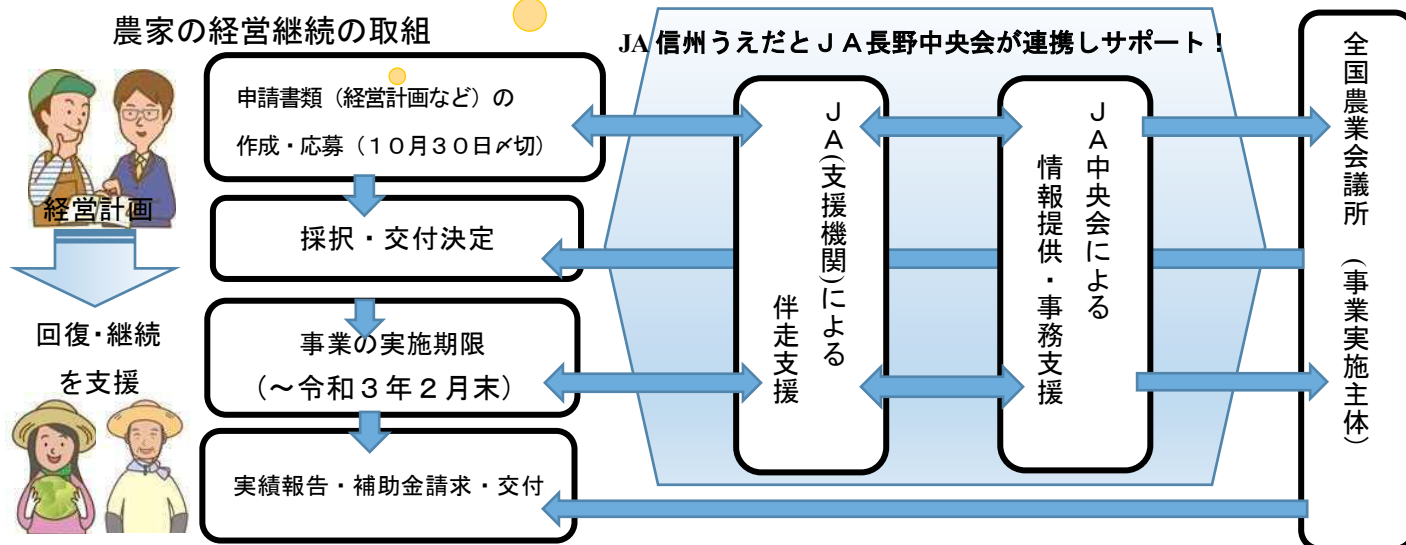


※補助対象経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」又は「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要があります

※ (2) の取組に対する補助額は (1) の取組に対する補助額は超えない

申請書、計画書と直近の確定申告書類
(第一表、第二表、収支内訳書又は青色
申告決算書)を添付します。

【事業の流れ】 申請書類の作成は、JAが支援します



~2次募集へ向けた相談については随時対応しております~

個別の案件についてのご相談は、お近くのJA 営農センターまでお問い合わせください。

東部営農センター TEL62-3322 真田営農センターTEL72-9030 西部営農センターTEL22-4799 上田東営農センターTEL22-0740
丸子営農センターTEL43-2019 よだくぼ南部営農センターTEL85-2480 塩田営農センター TEL38-3101